

和 解 条 項

- 1 原告及び被告らは、障害者自立支援法違憲訴訟原告団・弁護士と国（厚生労働省）が、本訴訟を提起した目的・意義に照らし、国（厚生労働省）がその趣旨を理解し、今後の障害福祉施策を、障害のある当事者が社会の対等な一員として安心して暮らすことのできるものとするために最善を尽くすことを約束したため、別紙平成22年1月7日付け基本合意文書のと通りの合意をしたことを確認する。
- 2 原告は、本件訴訟のうち行政訴訟の部分（平成21年8月25日付け訴状の請求の趣旨第1項ないし第4項）の訴えの取下げをする。
- 3 被告美咲町は、前項の原告の訴えの取下げに同意する。
- 4 原告は、本件訴訟の金銭請求（国家賠償請求及び不当利得返還請求）部分（平成21年8月25日付け訴状の請求の趣旨第5項）の請求を放棄する。
- 5 訴訟費用は各自の負担とする。

声 明 （提訴にあたって）

- 1 本日、岡山地方裁判所に、岡山県に在住する男性1名が原告となって、国及び美咲町に対し、障害者自立支援法に基づく利用者負担免除申請却下決定取消、原告の利用した指定障害福祉サービスに要した費用の全額について美咲町から介護給付費の支給を受けることができる地位にあることの確認、原告の利用した補装具に要した費用の全額について被告美咲町から補装具費の支給を受けることができる地位にあることの確認、違憲な障害者自立支援法によって原告が被った損害の賠償を求める国家賠償を求める訴訟を提起した。

この裁判は、障害者個々がこの社会において生きていくことの意味の真の理解を求め、障害者自立支援法が、障害者の基本的人権を侵害する、違憲・違法な法律であることを裁判所での司法判断を通じて明らかにするとともに、この問題を国民的課題とし、同法の廃止を含めた、障害者が当たり前生きていくことのできる、本来あるべき社会の構築を実現するための裁判である。

- 2 障害者自立支援法が施行される以前の支援費制度の下では、障害者は応能負担すなわち、所得に応じた支出を求められるに過ぎなかった。そのため、生活に余裕のない障害者が公的支援を受けることで負担する支出はほとんどなかった。

しかし、国は障害者の「自立」を建前に、応能負担を廃止し、応益負担を定める障害者自立支援法を制定・施行した。ここにいう応益負担は、障害者福祉施策における支援を障害者の「受益」と捉え、支援に要した費用の1割を障害者自身に負担させるものである。

応益負担は、最低限度の生活を保障しないばかりか、障害者が食事をすること、排泄、歩く、働くなど人間として当たり前の暮らしを営むため当然の権利を侵害し、障害者をその幸福追求するためのスタートラインにすら立たせない不平等をもたらしている。

このような応益負担の制度は、個人の尊厳（憲法13条）、法の下での平等（同14条）、生存権（同15条）を侵害するものである。

- 3 上記のような違憲・違法な障害者自立支援法を制定した国及び違憲・違法な法律に従った処分をなした地方公共団体の責任を問うため、昨年10月31日、東京、大阪をはじめとして計8地域、29名の原告が行政処分の取り消し、国家賠償などを求める訴訟を提起した。その後もこれまでに奈良、和歌山など4地域で同様の訴訟が次々と提訴されている。
- 4 ここ岡山県にも数多くの障害者が居住しており、このたび、その1名が原告として立ち上がった。われわれは、人権擁護を任務とする弁護士として、この障害者自立支援法の問題を決して見過ごすことは出来ない。われわれは、原告と共に、この裁判を通じて、国及び美咲町に対する責任を追及し、政策の抜本的転換を求めるものである。

平成21年8月25日

障害者自立支援法違憲訴訟
岡山弁護士団 団長 光成卓明

国（厚生労働省）との基本合意締結について

本日、障害者自立支援法違憲訴訟全国原告団・弁護士は、国（厚生労働省）との間で、基本合意を締結し、要望書を提出しました。

国は、この基本合意の中で、違憲訴訟を提起した原告らの思いに共感しこれを真摯に受け止めると述べ、障害者自立支援法とその応益負担制度の非を認めて反省すると表明し、憲法に則った新たな障害者福祉制度を構築すると約束しています。この合意は、国の施策について争う訴訟で、しかも判決を経ていない問題についてなされるものとしては、非常に画期的な内容のものです。この基本合意の締結により、本訴訟は合意の趣旨に沿って終結に向かうこととなります。

しかし、この基本合意の締結と訴訟の終結は、私たちのめざす「憲法、障害者基本法、国際諸条約の趣旨に則った障害者福祉制度の確立」のための運動の終わりではなく、終わりの始まりでもありません。それは単に「始まりの終わり」にすぎません。

今後、私たちは、基本合意の履行状況等確認のための国（厚生労働省）との定期協議を通じ、また「障がい者制度改革推進本部」での新しい総合的福祉制度の策定作業を通じて、引き続き、たゆむことなく運動を続けてゆきます。

平成22年1月7日

障害者自立支援法違憲訴訟岡山弁護士団